

◆平成30年度の保険料率（年額）一覧表

段 階	保 険 料 率	対 象 者 の 区 分
1	32,670円 (基準額×0.45)	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人は老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額※1と公的年金等所得を除く合計所得金額※2（マイナスの場合は0円で計算します。）の合計額が80万円以下の人
2	47,190円 (基準額×0.65)	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額※1と公的年金等所得を除く合計所得金額※2（マイナスの場合は0円で計算します。）の合計額が80万円超え120万円以下の人
3	50,820円 (基準額×0.70)	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額※1と公的年金等所得を除く合計所得金額※2（マイナスの場合は0円で計算します。）の合計額が120万円超えの人
4	61,710円 (基準額×0.85)	・市町村民税課税者がいる世帯で、本人は市町村民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額※1と公的年金等所得を除く合計所得金額※2（マイナスの場合は0円で計算します。）の合計額が80万円以下の人
5	72,600円 (基準額)	・市町村民税課税者がいる世帯で、本人は市町村民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額※1と公的年金等所得を除く合計所得金額※2（マイナスの場合は0円で計算します。）の合計額が80万円超えの人
6	87,120円 (基準額×1.20)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額※2が120万円未満の人
7	94,380円 (基準額×1.30)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額※2が120万円以上200万円未満の人
8	108,900円 (基準額×1.50)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額※2が200万円以上300万円未満の人
9	123,420円 (基準額×1.70)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額※2が300万円以上400万円未満の人
10	134,310円 (基準額×1.85)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額※2が400万円以上600万円未満の人
11	145,200円 (基準額×2.00)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額※2が600万円以上の人

※1 課税年金収入額とは

市町村民税の課税対象とされる公的年金等(所得税法第35条第3項)の収入金額のことで、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などは含みません。

※2 合計所得金額とは

介護保険料の計算で用いる合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額をいいます。

・地方税法上の合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定されており、給与所得や事業所得、雑所得（公的年金等含む。）等の総所得金額（繰越控除前）、分離課税の譲渡所得金額（特別控除前）、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額（繰越控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額（繰越控除前）、先物取引に係る雑所得等の金額（繰越控除前）、山林所得金額および退職所得金額の合計額をいいます。

・租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除とは、以下の特別控除をいいます。

①収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（第33条の4第1項若しくは第2項）、②特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（第34条第1項）、③特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（第34条の2第1項）、④農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（第34条の3第1項）、⑤居住用財産の譲渡所得の特別控除（第35条第1項）、⑥特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（第35条の2第1項）、⑦譲渡所得の特別控除額の特例（第36条）

(注)第1～5段階については、上記の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(所得税法第35条第2項第1号)を除いた金額を介護保険料の計算に用います。